

下野市総合計画懇話会設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

告示第 137 号

(設置)

第 1 条 総合計画の策定に関し、広く市民等から意見、提言を求めため、下野市総合計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会の委員は、24 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に意見書を提出する日までとする。

(会長)

第 4 条 懇話会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 懇話会に、専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(報告)

第 7 条 懇話会は、取りまとめた意見及び提言について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。